

南薩地域振興局庁舎再整備方針（案）

令和5年8月
鹿児島県総務部

目次

第1章 地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方	1
(1) 庁舎の設置状況	1
(2) 庁舎の老朽化の状況	2
(3) 庁舎の再整備の考え方	3
第2章 南薩地域振興局庁舎の再整備方針	8
(1) 現状	8
(2) 検討経過	9
(3) 総合事務所（本庁舎）の位置	10
(4) 分庁舎の取扱い	16
(5) 駐在機関等のあり方	16
(6) 地元市等からの主な意見に対する考え	19
(7) 再整備の手法・スケジュール	29

第1章 地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方

(1) 庁舎の設置状況

- 地域振興局・支庁については、平成18年12月に策定した「総合事務所設置計画」に基づき、各地域における県政の総合拠点として、平成19年4月に設置した。現在の具体的な庁舎の設置状況は以下のとおりである。
- ・ 総合事務所の本庁舎は、既存の庁舎を有効活用することを基本として、当面の位置を決定するとともに、総合事務所を設置する庁舎の規模等を踏まえ、必要に応じて、分庁舎方式を採用。
 - ・ 保健所の業務の一部、農林水産業技術の普及指導、公共土木施設の維持管理業務等を所管する駐在機関等を設置。

<各地域振興局・支庁庁舎の設置状況>

地域振興局 支 庁	本 庁 舎	分 庁 舎	駐在機関等 (離島支所含む)の庁舎
鹿 児 島	鹿 児 島 市 (旧鹿児島合同庁舎) [総, 農, 建]	日 置 市 (旧伊集院合同庁舎) [保, 農, 建] 鹿 児 島 市 (旧自動車税管理事務所庁舎) [総]	
南 薩	南さつま市 (旧加世田合同庁舎) [総, 農, 建]	南さつま市 (加世田保健所庁舎) [保]	指宿 [保, 農, 建]
北 薩	薩摩川内市 (旧川内合同庁舎) [総, 農, 建]	薩摩川内市 (旧川内保健福祉合同庁舎) [保]	さつま [農] 出水 [保, 農, 建] 甑島 [農, 建]
始良・伊佐	始 良 市 (旧加治木合同庁舎) [総, 農, 建]	霧 島 市 (旧隼人保健福祉合同庁舎) [保]	伊佐 [保, 農, 建]
大 隅	鹿 屋 市 (旧鹿屋合同庁舎) [総, 保, 農, 建]		曾於 [総, 農, 建] 志布志 [保] 志布志第二 [建]
熊 毛	西之表市 (旧種子島合同庁舎) [総, 保, 農, 建]		屋久島 [総, 保, 農, 建]
大 島	奄 美 市 (大島支庁舎) [総, 保, 農, 建]		喜界 [総, 保, 農, 建] 瀬戸内 [総, 保, 農, 建] 徳之島 [総, 保, 農, 建] 徳之島第二 [保] 沖永良部 [総, 保, 農, 建] 与論 [総, 保, 農, 建]
庁 舎 数	7 庁 舎	5 庁 舎	15 庁 舎

[総]：地域振興，県税関係業務 等

[保]：感染症予防，疾病対策，生活衛生，生活保護，福祉施設の指導監査 等

[農]：農林水産業技術の普及指導，農地の整備保全 等

[建]：道路・河川・港湾など公共土木施設の維持管理 等

※分庁舎や駐在機関では、上記業務のうち一部のみを実施している場合がある。

(2) 庁舎の老朽化の状況

- 殆どの地域振興局・支庁の庁舎で建設年から一定年数が経過し、老朽化が進行しており、来庁者や職員の安全性の確保の観点から、再整備について検討が必要な状況にある。
- 特に南薩地域振興局庁舎については、これまでの劣化状況調査の結果から最も老朽化が進行していることが判明しており、令和9年度末頃までの建替えが必要なことから、早急に再整備に向けた検討を進める必要がある。
- また、それ以外の庁舎については、令和4年度末で建設年から50年を超える15庁舎を対象に劣化状況調査を実施（令和4年10月～令和5年5月）したところ、北薩地域振興局本庁舎及び大島支庁舎は今後概ね10年（令和14年度末）を目途に、始良・伊佐地域振興局本庁舎は今後概ね15年（令和19年度末）を目途に、建て替えることが望ましいとの調査結果が示された。

この調査結果を受け、この3庁舎については、南薩地域振興局庁舎の再整備の状況を参考に、令和6年度中に具体的な再整備の時期を精査することとしている。

(3) 庁舎の再整備の考え方

- 総合事務所設置計画は、情報通信手段の発展などを踏まえ、効率的な組織運営等のため、所管区域を広域化し、県内を7区域に区分して出先機関を総合事務所として再編することなどを基本的な考え方としており、この考え方は人口減少などの直近の社会情勢の変化等にも通用するものと考えている。
- こうした考えの下、各地域振興局・支庁の庁舎の再整備に当たっては、「総合事務所設置計画」及び「行財政運営指針」に基づき、簡素で効率的な組織体制の構築という考え方を基本に、以下の考え方により検討を進める。

ア 総合事務所（本庁舎）位置

(ア) 基本的な考え方

- ・ 当面の位置として決定した現在の本庁舎の位置について、庁舎建替えの際には、地方自治法の規定を踏まえ、住民の利便性等の観点から、管内の市町の人口、交通事情、他の官公署との関係等を勘案し、改めて検討を行う。
- ・ 検討に当たっては、可能な限り、考慮すべき事項に関連した客観的な指標により候補地ごとに比較を行う。
- ・ 具体的には、候補地ごとに点数による評価を行うこととした上で、各考慮事項（減点事項を除く）ごとに均等な配点（各10点）とし、各管内で候補地ごとの相対的な比較が可能となるような評点を設定する。

(イ) 候補地ごとの具体的な比較方法

考慮事項	比較方法等
①管内の市町の人口 【配点10点】	(比較の観点) ・ 管内各市町の人口の集積 (関連指標) ・ 庁舎利用が将来にわたることから、将来推計人口を指標として用いる。 ・ 将来推計人口は、管内各市町間で公平に比較を行う観点から、国立社会保障・人口問題研究所による推計値(※)を用いる。

(※) 用いる将来推計人口の時点については、庁舎の建替え時期やその時点における国立社会保障・人口問題研究所の公表値を踏まえて、管内ごとに個別に判断する。

(比較方法)

- ① 候補地が所在する市町の将来推計人口が、管内の総人口に占める割合により比較することとし、その割合に応じて、以下のとおり評点（基礎点）を設定する。

10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点
50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満

- ② 候補地と所在する市町の中心部（現在の役所の所在地）間の移動時間（自動車で一般道を走行した場合の所要時間）に応じて、県内の隣接する市町間の平均移動時間（30分）も考慮し、以下のとおり①の基礎点から減点する。

15分以内	15分超～30分以内	30分超
減点なし	基礎点の1/4減点	基礎点の1/2減点

②交通の事情

【配点10点】

(比較の観点)

- ・ 庁舎への移動時間

(関連指標)

- ・ 庁舎へ移動する際の主要な交通手段は自動車であることから、自動車による移動時間（自動車で一般道を走行した場合の所要時間）を指標として用いる。

(比較方法)

- ① 候補地と各市町中心部（現在の役所の所在地）間の自動車による移動時間の平均時間を候補地ごとに算定する。
- ② ①による候補地ごとの平均移動時間のうち、最短時間を基準とし、当該基準から超過時間の割合に応じて、以下のとおり評点を設定する。

10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点
+10%以内	+15%以内	+20%以内	+25%以内	+30%以内	+35%以内	+40%以内	+45%以内	+50%以内	+50%超

③他の官公署との関係

【配点10点】

(比較の観点)

- ・ 公的機関の集積

(関連指標)

- ・ 管内住民の利便性を考慮し、庁舎から一定の距離内に存在する管内の国及び県の機関・関係団体の集積度合いを指標として用いる。
- ・ 「国及び県の機関・関係団体」は、行政手続等で県民や事業者の一定の来庁が見込まれる国の機関（国に準じる機関を含む）及び県の機関・関係団体を管内ごとに選定する。

〔国機関〕

税務署，公共職業安定所，労働基準監督署，
国道事務所，農政事務所，法務局，裁判所，
国立研究開発法人など

〔県機関〕

試験研究機関等の出先機関，警察署など

〔関係団体〕

以下の各分野における地元関係団体

- ・ 商工分野：商工会，商工会議所，
飲食業生活衛生同業組合，
ホテル・旅館生活衛生同業組合
- ・ 農業分野：農業協同組合
- ・ 水産分野：漁業協同組合，水産加工業協同組合
- ・ 森林分野：森林組合
- ・ 観光分野：観光協会
- ・ 建設分野：建設業協会
- ・ 医療分野：医師会，歯科医師会，薬剤師会
- ・ 福祉分野：社会福祉協議会
- ・ 環境分野：産業資源循環協会 など

- ・ 「一定の距離内」は、県内の隣接する市町間における平均移動時間（30分）を考慮して自動車による移動時間が30分以内とし、国及び県の機関・関係団体数は「15分以内」を1.0、「15分超～30分以内」を0.5で換算する。

	<p>(比較方法)</p> <p>① 候補地から一定の距離内に存在する国及び県の機関・関係団体数が、管内の国及び県の機関・関係団体の総数に占める割合により比較することとし、その割合に応じて、以下のとおり評点を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="512 427 1383 551"> <tr> <td>10点</td><td>9点</td><td>8点</td><td>7点</td><td>6点</td><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td><td>45%以上</td><td>40%以上</td><td>35%以上</td><td>30%以上</td><td>25%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td>10%以上</td><td>10%未満</td> </tr> </table>	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点												
50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満												
<p>④所管区域の地理的状況</p>	<p>(比較の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機事象発生時における安全性 <p>(比較方法)</p> <p>候補地が所在市町のハザードマップにより以下の危険な区域に該当する場合は、1区域につき2点の減点とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域、ため池浸水想定区域、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）</p> </div>																				
<p>⑤その他</p>	<p>(比較の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用可能な土地の状況、駐在機関等の統合・再編 <p>(比較方法)</p> <p>候補地の整備費用について、各費用項目が当該候補地のみで生じる費用かどうかといった観点から、追加での整備費用項目が生じることが明らかである場合は、1つの追加費用項目につき2点減点する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎建設に係る土地の取得費用を要する場合 駐車場の確保など庁舎敷地以外の土地の賃借費用を要する場合 																				

(ウ) 本庁舎の移転に伴う影響の緩和のための支援

- 地域振興局・支庁の本庁舎を現在の所在市町外の市町へ移転することとした場合、本庁舎の移転による現在の所在市町の地域経済等への影響に鑑み、その影響の緩和のため、当該市町の地域の振興・活性化に対する支援策を講じる。

イ 分庁舎の取扱い

- ・ 地域振興局・支庁の設置の際，総合事務所化を図る出先機関を一つの庁舎に集約することを基本としつつ，総合事務所を設置する庁舎の規模等を踏まえ，必要に応じ，分庁舎方式を採用した。
- ・ 庁舎の再整備に当たっては，その規模等について既存の庁舎を前提とせず，改めて検討することから，制度的な制約等により集約が困難な場合を除き，原則，分庁舎を集約する方向で検討を行う。

ウ 駐在機関等のあり方

- ・ 本所までの所要時間，所管区域の面積及び所管市町村数など，区域の特性等を勘案しつつ，その役割を検証の上，統合・再編の検討を行う。

[検討の視点]

- ① 各駐在機関等については，県民に身近な行政サービス機関としての機能を有することを踏まえつつ，将来の人口見込みや本所までの所要時間など区域の特性等を勘案し，統合・再編による行政サービスへの影響等を検証する。
- ② 保健所については，地域保健法により，所管区域は二次保健医療圏域と概ね一致した区域とすることが原則とされていることを踏まえ，現在の二次保健医療圏域と保健所の所管区域を比較しつつ，その役割を改めて検証する。

エ 民間提案の活用

- ・ 民間提案の活用により，新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに，効率的かつ効果的な整備を推進するという基本的な考え方の下，整備手法を検討する。

オ その他

- ・ 整備地や駐在機関等のあり方の決定に当たっては，地元市町村等の意見をお聞きする。

第2章 南薩地域振興局庁舎の再整備方針

(1) 現状

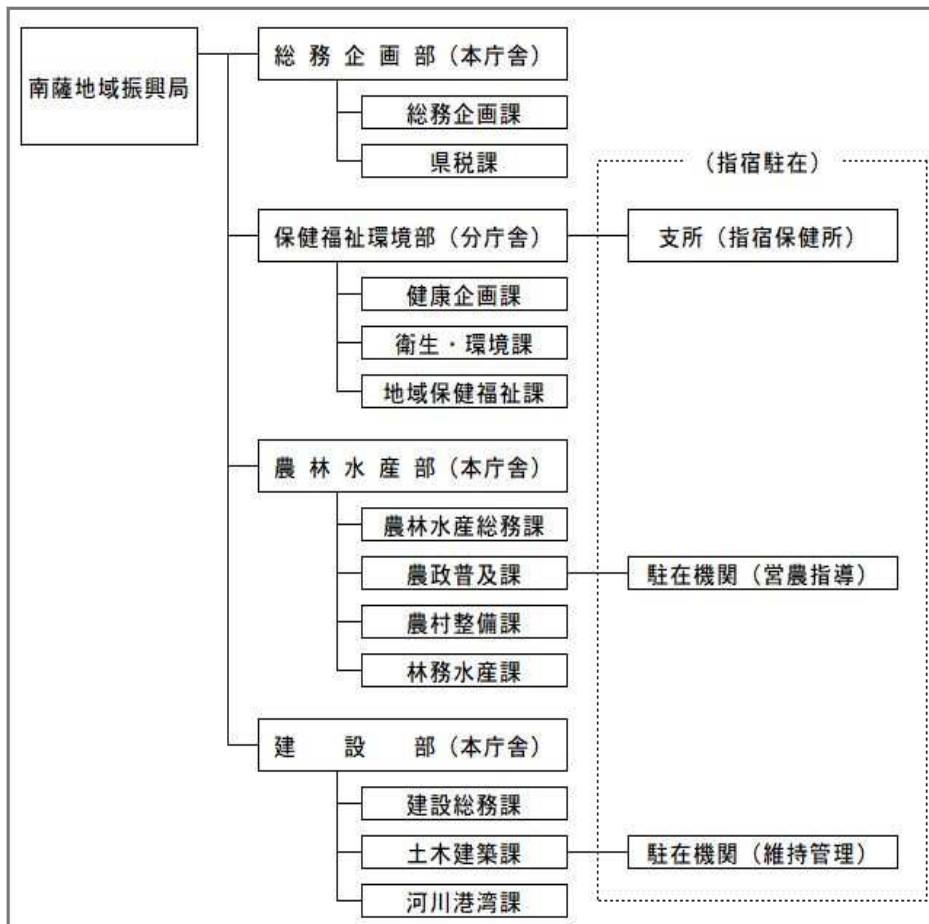
- 南薩地域振興局については、旧加世田合同庁舎を本庁舎とし、加世田保健所を第2庁舎とする分庁舎方式を採用している。
 また、指宿市に保健福祉環境部の支所として指宿保健所と、農林水産部及び建設部の駐在機関を設置している。

- 南薩地域振興局の庁舎については、県内の地域振興局・支庁庁舎の中でも最も老朽化が進行しており、令和9年度末頃までの建替えが必要な状況にある。

	本庁舎	第2庁舎（分庁舎）	指宿庁舎（駐在機関等）
所在地	南さつま市加世田 東本町8番地13	南さつま市加世田 村原2丁目1-1	指宿市十二町301
竣工（本館）	昭和37年	昭和34年	昭和44年
入居状況	地域振興局長 総務企画部 農林水産部 建設部	保健福祉環境部	保健福祉環境部支所 農林水産部農政普及課駐在 建設部土木建築課駐在
敷地面積	6,429.6㎡	2,337.85㎡	5,955.59㎡
職員数	149人	41人	26人

(※)職員数は令和5年4月1日現在。

【組織体制】



(2) 検討経過

南薩地域振興局庁舎の再整備については、地域振興局・支庁庁舎の再整備の基本的な考え方に基づき、これまで、以下のとおり、管内の市や関係団体の御意見をできる限り丁寧にお聞きし、その御意見も参考に検討を進めてきた。

ア 管内市・関係団体への意見聴取

[対象団体]

- (ア) 南薩地域管内の4市
- (イ) 南薩地域管内における医療や福祉，農林水産，建設，商工などの各分野における地元関係団体（44団体）

[実施内容]

- (ア) 令和4年8月～10月
意見聴取手続きの一環として、地域振興局・支庁庁舎の現状等について、上記の対象団体に加え、地元関係団体の上部団体を個別に訪問し、事前説明を実施
- (イ) 令和4年11月～12月
上記の意見聴取の対象団体に対し、南薩地域振興局庁舎の再整備に関して、意見聴取を実施
- (ウ) 令和5年1月～2月
意見聴取結果とりまとめ

イ 管内4市からの候補地の募集

[対象団体]

南薩地域管内の4市

[募集期間]

令和5年5月下旬～7月上旬

[募集要件等]

- 南薩地域振興局管内に所在する土地（県有地以外の土地を含む）で、他の事業等での使用や建設の予定地でないこと
- 現行の本庁舎が立地する敷地と概ね同程度以上の面積であること
等

(3) 総合事務所（本庁舎）の位置

ア 地元市等からの主な意見

- 地元市等からは、歴史的経緯や移転による地元経済への影響等を考慮し、南さつま市（加世田）の現在の本庁舎の位置に再整備すべきとの意見があった一方で、地理的中心であること等を考慮し、南九州市（知覧）の県立保健看護学校跡地に再整備すべきとの意見があった。
- 管内4市からの候補地の募集の結果、南さつま市から「現在の本庁舎敷地」と、南九州市から「県立保健看護学校跡地」の提案があった。

イ 候補地の選定

- これらの地元市からの提案等を踏まえ、次の候補地が最終候補地として適切であると判断し、選定した。

	現在の本庁舎敷地	県立保健看護学校跡地
所在地	南さつま市加世田東本町8-13	南九州市知覧町西元5418
敷地面積	6,429㎡	33,634㎡
取得費用	無し（県有地）	無し（県有地）
現況	南薩地域振興局本庁舎	未利用
用途地域	第二種住居地域 (建ぺい率:60%, 容積率:200%)	指定無し (建ぺい率:70%, 容積率:400%)
接道状況	県道（幅員12m）	県道（幅員11m）

ウ 候補地ごとの比較

① 管内の市町の人口

(ア) 南薩地域管内4市の将来推計人口

- ・ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による2045年時点の推計値（最新の公表値の中で最も先の推計値）を用いる。
- ・ 各候補地の所在市の将来推計人口（2045年）が管内合計に占める割合に応じた基礎点は、以下のとおり。

市	2045年推計人口	管内合計に占める割合	基礎点
枕崎市	11,612人	15.2%	—
指宿市	25,432人	33.3%	—
南さつま市 「現在の本庁舎敷地」	18,265人	23.9%	<u>4点</u>
南九州市 「県立保健看護学校跡地」	21,063人	27.6%	<u>5点</u>
4市合計	76,372人	100.0%	—

(イ) 候補地と所在市の中心部間の移動時間

候補地と所在市の中心部（現在の役所の所在地）間の移動時間と、移動時間に応じた基礎点からの減点の有無は以下のとおり。

- ・ 南さつま市役所～現在の本庁舎敷地 3分【減点なし】
- ・ 南九州市役所～県立保健看護学校跡地 11分【減点なし】

(ウ) 評価

- ・ 「現在の本庁舎敷地」は4点。
- ・ 「県立保健看護学校跡地」は5点。

② 交通の事情

(ア) 候補地と管内各市町中心部間の移動時間（平均）

候補地と管内各市町中心部間の移動時間（平均）は以下のとおり。

候補地	各市				平均
	枕崎市	指宿市	南さつま市	南九州市	
現在の本庁舎敷地	31分	66分	3分	25分	31分
県立保健看護学校跡地	22分	45分	24分	11分	<u>25分</u>

(イ) 最短の平均移動時間との比較

候補地のうち、最短の平均移動時間と、当該時間を基準とした場合の超過時間の割合は以下のとおり。

- ・ 県立保健看護学校跡地 25分（基準（最短））
- ・ 現在の本庁舎敷地 31分（基準+23%）

(ウ) 評価

- ・ 「現在の本庁舎敷地」は7点。
- ・ 「県立保健看護学校跡地」は10点。

③ 他の官公署との関係

(ア) 国及び県の機関・関係団体

行政事務等で県民や事業者の一定の来庁が見込まれる国及び県の機関や関係団体（管内に事務所を有する団体）は以下のとおり。

(i) 国機関（17機関）	
税務署	知覧税務署，指宿税務署
裁判所	鹿児島地方裁判所知覧支部，鹿児島家庭裁判所知覧支部，知覧簡易裁判所，加世田簡易裁判所，鹿児島家庭裁判所指宿出張所，指宿簡易裁判所
検察庁	鹿児島地方検察庁知覧支部
法務局	鹿児島地方法務局知覧支局，鹿児島地方法務局南さつま出張所
税 関	鹿児島税関支署枕崎出張所
職業安定所	加世田公共職業安定所，指宿公共職業安定所
国道事務所	鹿児島国道事務所指宿維持出張所
港湾・空港	鹿児島港湾・空港整備事務所指宿港海岸分室
その他	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 枕崎茶業研究拠点
(ii) 県機関（26機関）	
研究機関等	農業開発総合センター，水産技術開発センター，知覧食肉衛生検査所，南薩家畜保健衛生所，フラワーセンター
警察署	指宿警察署，枕崎警察署，南さつま警察署，

	南九州警察署ほか7交番10駐在所
(iii) 関係団体 (34団体)	
商 工	南さつま商工会議所, 枕崎商工会議所, 指宿商工会議所 菜の花商工会, 南さつま市商工会, 南九州市商工会
観 光	南さつま市観光協会, 枕崎市観光協会, 指宿市観光協会, 南九州市観光協会
農 業	南さつま農業協同組合, いぶすき農業協同組合, さつま日置農業協同組合金峰支所
漁 業	鹿児島県漁業協同組合秋目支所, 枕崎市漁業協同組合, 指宿漁業協同組合, 山川町漁業協同組合, 加世田漁業協同組合, 笠沙町漁業協同組合, 坊泊漁業協同組合, かいぬい漁業協同組合, 枕崎水産加工業協同組合, 山川水産加工業協同組合
森 林	かごしま森林組合
建 設	鹿児島県建設業協会加世田支部, 鹿児島県建設業協会指宿支部
医 療	南薩医師会, 枕崎市医師会, 指宿医師会
福 祉	枕崎市社会福祉協議会, 指宿市社会福祉協議会, 南さつま市社会福祉協議会, 南九州市社会福祉協議会
環 境	産業資源循環協会南薩支部

(イ) 候補地の集積状況

各候補地ごとの国及び県の機関・関係団体の集積状況は以下のとおり。

候補地	移動時間	15分圏内 (1.0換算)	30分圏内 (0.5換算)	集積状況
	現在の本庁舎敷地		17団体 (17団体)	
県立保健看護学校跡地		16団体 (16団体)	25団体 (12団体)	36%

※ 管内の国及び県の機関・関係団体数の合計は77団体

(ウ) 評価

- ・ 「現在の本庁舎敷地」は7点。
- ・ 「県立保健看護学校跡地」は7点。

④ 所管区域の地理的状況

(ア) ハザードマップにおける危険区域の該当の有無

区域	該当する候補地
洪水浸水想定区域	現在の本庁舎敷地
雨水出水浸水想定区域	—
高潮浸水想定区域	—
津波浸水想定区域	—
土砂災害(特別)警戒区域	—
ため池浸水想定区域	—
山地災害危険地区	—

(イ) 評価

- ・ 「現在の本庁舎敷地」は▲2点。
- ・ 「県立保健看護学校跡地」は減点なし。

⑤ その他

(ア) 追加の整備費用

- ・ 各候補地はいずれも県有地であり、新たな土地の取得費用を要しないととも、現在の建物の解体費用を要する。また、現時点で新庁舎の正確な必要面積が確定していない中、駐車場の確保等のために土地の賃借費用が明らかに必要であると認められない。

※ なお、現段階で新庁舎の必要面積は確定しないものの、駐在機関等を本所に統合する場合であっても、各候補地とも同敷地内で建替えは可能と考えられる。

- ・ 他方で、候補地の整備費用を比較した結果、庁舎建替え工事期間中の仮設事務所の確保費用が「現在の本庁舎敷地」のみに生じることが見込まれる一方、現時点で公共下水道が未整備であるため、浄化槽の設置費用が「県立保健看護学校跡地」のみに生じることが見込まれること等から、いずれも▲2点とする。

(イ) 評価

- ・ 「現在の本庁舎敷地」は▲2点。
- ・ 「県立保健看護学校跡地」は▲2点。

エ 候補地の比較結果

上記ウの①から⑤までに掲げる各考慮事項について評点化し、候補地ごとに比較した結果、以下のとおり、「県立保健看護学校跡地」の合計点が高いことから、南薩地域振興局庁舎の再整備に伴う本庁舎の位置は「県立保健看護学校跡地」とする。

候補地 考慮事項	現在の本庁舎敷地	県立保健看護学校跡地
①管内の市町の人口	4点	5点
②交通の事情	7点	10点
③他の官公署との関係	7点	7点
④所管区域の地理的状況	▲2点	0点
⑤その他	▲2点	▲2点
合計点	<u>14点</u>	<u>20点</u>

オ 本庁舎の移転に伴う影響の緩和のための支援

地元市等から、現在の南薩地域振興局の本庁舎が現在の所在市外に移転した場合の地元経済等に対する影響を考慮すべきとの意見があったことも踏まえ、本庁舎の移転による地域経済等への影響の緩和のために以下の地元市に対する支援策を講ずる。

- ① 地元市の意向をできる限り尊重し、現在の本庁舎等の跡地を活用する。
- ② 地元市における地域の振興・活性化を支援する。

(4) 分庁舎の取扱い

ア 地元市等からの主な意見

- 地元市等からは、利便性などの観点から、保健所である分庁舎を集約すべきとの意見が多かった一方で、来庁者や職員への感染症リスクを低減する観点から、感染症対策を担う保健所を他部署と分けるべきとの意見もあった。

イ 検討結果

- 保健所である分庁舎については、集約が困難な事情となる制度的な制約等も特段存在しないことから、原則どおり本庁舎に集約することとする。
- なお、保健所については、疫学調査や有症状者の相談等は主に電話対応であるなど、住民や職員への感染リスクは極めて低く、他部署と庁舎を分ける必要はないと考えている。

(5) 駐在機関等のあり方

ア 地元市等からの主な意見

- 地元市等からは、指宿駐在について、将来的な人口減少や地理的中心地への本庁舎の整備等を前提に統合すべきとの意見があった一方で、現在の果たしている機能等を踏まえ、現在の体制を維持すべきとの意見もあった。
- また、今後、地域振興局・支庁について、デジタル技術を活用した行政サービスの提供等をさらに積極的に推進してほしいとの意見もあった。

イ 検討結果

- 指宿駐在については、上記の地元市等からの意見も参考に、以下のとおり区域の特性等を勘案しつつ、その役割を検証した結果、廃止し、本所に統合することとする。
- その際、地元市等から、指宿駐在の現体制を維持すべきとの意見があったことも踏まえ、本所への統合後、当面の間は、本所において、指宿駐在の人員を含めた現行の人員体制を確保することとする。
- また、本所への統合後も、当面は指宿市の農業委員会等に事務所スペースとして指宿庁舎の貸付を継続することとする。

[検証]

(ア) 区域の特性等の変化

- 平成19年度の地域振興局・支庁の設置後、南薩地域振興局管内の人口は大きく減少し、指宿市の人口も大きく減少しており、今後、他の地域振興局管内を上回る人口減少が見込まれている。

(参考) 南薩4市の人口の推移

(※括弧内は地域振興局・支庁設置時の平成19年との比較による増減割合)

	指宿市	南九州市	南さつま市	枕崎市	県全体
2007 (平成19年)	①46,508	②42,430	③41,505	④25,186	1,751,510
2022 (令和4年)	①39,138 (16%減)	②33,478 (21%減)	③32,909 (21%減)	④20,020 (21%減)	1,605,419 (8%減)
2045 (将来予測)	①25,432 (45%減)	②21,063 (50%減)	③18,265 (56%減)	④11,612 (54%減)	1,204,146 (31%減)

- 本庁舎の県立保健看護学校跡地への移転により、指宿市から本庁舎への交通アクセスは改善(約66分→約45分)し、他の地域振興局管内に比べても遜色ない状況となる。

(参考) 指宿市から本庁舎へのアクセス

	現行の本庁舎(加世田)	県立保健看護学校跡地 (遜色なし)	さつま町役場～北薩地域振興局本庁舎 約40分 南大隅町役場～大隅地域振興局本庁舎 約40分 南種子町役場～熊毛支庁本庁舎 約50分
指宿からのアクセス	約66分(46.7km)	約45分(31.6km)	

(イ) 役割の検証

① 保健福祉環境部支所(指宿保健所)

- 地域保健法上、1医療圏(二次)1保健所が原則とされており、指宿保健所はその例外として存置されているものの、全国の他保健所に比しても管内人口等は小規模であり、全国的にも、同管内の人口規模等で保健所を設置している例は僅少である。

今後見込まれる指宿市の更なる人口減少を踏まえると、指宿保健所を例外として存置する必要性はより低くなると判断せざるを得ない。

- 感染症対策については、疫学調査等は主に電話で対応しており、統合による影響は少ない。加えて、保健所の集約により、感染症対応時の指揮命令系統が明確化し、職員間で知見の共有がなされるなど、対応力は向上すると考えている。

- また、管内の他市に比して、宿泊業・飲食サービス業の割合は高いものの、本所の移転によりアクセスが改善されることから、本所でしか対応できない手続（温泉・旅館業の手続等）に係る利便性は向上する。
- さらに、手続上は来所不要な飲食業の営業許可申請等について、申請書類の事前相談や申請手数料の納付等のため、一定の来所の実態はあるものの、統合後も、地元市等からの意見も踏まえ、必要な人員体制を確保しつつ、出張相談を行い、申請手数料の納付の電子化を進めることとしており、これらにより、利用者の一定の利便性の確保が可能と考えている。

② 農林水産部農政普及課指宿市駐在

- 管内の他市に比して、販売農家数及び農業産出額は多いものの、駐在で対応している農政普及業務は基本的に来所不要であり、業務実態としても職員が農家現場に出向いて対応している割合が高いことから、統合後も、地元市等からの意見も踏まえ、必要な人員体制を確保することとしている。また、災害時等においては現地での迅速な対応を行うこととし、これらにより利用者の一定の利便性の確保は可能と考えている。
- また、指宿市の農政部等が指宿庁舎に入居し、同市と連携した利用者への対応が可能な環境にあるが、統合後も、地元市等からの意見も踏まえ、オンラインでの遠隔相談を実施すること等により、利用者の一定の利便性の確保は可能と考えている。
- 加えて、指宿市との連携についても、本所への統合後、他の3市と同様に、必要に応じてオンラインでの会議や市役所への出張等を行うことにより、同市と連携した対応が可能と考えている。

③ 建設部土木建築課指宿市駐在

- 管内の他市に比して、道路延長及び河川延長は少なく、駐在で対応している業務は基本的に来所不要であり、業務実態として職員が工事現場等に出向いて対応している割合が高いことから、統合後も、地元市等からの意見も踏まえ、必要な人員体制を確保することとしている。また、災害時等においては現地での迅速な対応を行うこととし、これらにより、円滑な現場対応が可能と考えている。

(6) 地元市等からの主な意見に対する考え

ア 意見聴取の概要

- ・対象団体 南薩4市及び地元関係団体（44団体）
- ・期 間 令和4年11月4日（金）～同年12月26日（月）
- ・回収件数 48件（回収率：100%）
- ・質問項目
 - ① 南薩地域振興局庁舎の利用状況について
 - ② 南薩地域振興局の提供する行政サービスについて
 - ③ 南薩地域振興局庁舎の再整備に当たっての留意事項について
 - 分庁舎（加世田保健所）の集約に当たっての留意事項
 - 駐在機関等（指宿庁舎）の統合・再編に当たっての留意事項
 - 本庁舎の再整備に関する特段の意見

イ 地元関係団体等からの主な意見に対する考え

(ア) 南薩地域振興局が提供する行政サービスに関する意見

意見	理由	意見に対する考え
(ア)-1 電子申請制度の導入を進めてほしい。	・ 申請をスムーズに行うことができ、時間のロスがなくなるため。	・ 本県では、平成16年に県内市町村と共同で運用する電子申請システムを導入し、各種申請やイベントの参加申込みなど、行政手続のオンライン化を進めてきました。 引き続き、利用対象となる行政手続数の増加を図るとともに、広く県民に対し、オンラインにより行うことができる行政手続を周知してまいります。
(ア)-2 各種行政サービスの情報を入手しやすいよう、情報の提供方法を検討してほしい。	・ 県民が県政情報を得やすいよう、情報を閲覧できるコミュニティスペースの整備や情報を探しやすいホームページづくりが必要であるため。	・ 県政情報については、広報紙や県政広報番組、SNSなどの活用を通じて、積極的に発信しているところであり、県ホームページについても情報の検索などの利便性向上の観点から必要な見直しを行ってきているところです。 引き続き、県民の皆様が県政情報を入手しやすいよう、情報発信の充実に努めてまいります。
(ア)-3 DX時代に適応したサービス提供	・ 人口減少等を踏まえ、来庁によるサービス提供の方式からICT技	・ 本県では、鹿児島県デジタル推進戦略に基づき、行政手続等のデジタル化による利便

<p>のあり方を検討してほしい。</p>	<p>術等を活用したサービス提供の方式に転換を図ることで県民サービスの向上に努める必要があるため。</p>	<p>性の向上に取り組むとともに、県で保有する公開可能な情報について、有効に活用されるよう公表に努めているところであり、引き続き、これらの取組を積極的に推進してまいります。</p>
<p>(ア)-4 管内の様々な情報・データを集積し、誰でも情報の提供を受けられるシステムを構築してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎化等に伴う地域力の衰退に対応するためには、大都市圏等からの企業や人の移住・定住に管内全体で取り組むための機能を整備する必要があるため。 	
<p>(ア)-5 各種会議をWEBで実施してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時間がなくなり、効率的に業務を行うことができるため。 	
<p>(ア)-6 南薩地域の地理的中心地に整備を進めてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域によって偏りが生じていた南薩地域の行政・福祉等の各種サービスの利便性が高まるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法において、住民の利便性の観点から、交通の事情が庁舎の位置決定の際の考慮事項に挙げられていることを踏まえ、交通の事情を本庁舎の位置決定の際の考慮事項としているところです。
<p>(ア)-7 南薩地域の地理的中心に再整備を図り、災害に強い地域づくりを進めてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南薩地域の中心部に位置し、被災する可能性が低い場所に振興局を再整備することで災害時に最も安定的に県民に対応できるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南薩地域振興局の本庁舎の位置については、交通の事情を含む考慮事項について候補地ごとに比較を行った結果、県立保健看護学校跡地とすることとしております。
<p>(ア)-8 各市との連携強化を図るべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民生活に密接に関わる行政サービスを提供する市町村との連携強化が住民の理解・協力につながるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限られた行政資源の中で、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対し、効果的な施策を展開するためには、市町村との連携がより重要と考えております。 このような観点から、地域振興局においては、地域の実態を的確に把握し、県の施策等の更なる充実を図るため、これまで以上に各市との連携を強化してまいります。
<p>(ア)-9 市役所で地域振興局と同等の手続きが行えるように</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所で必要な手続きができれば、移動に無駄な時間を費やす必要がなくなるほか、リ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県においては、平成17年度に策定した権限移譲プログラムに基づき、住民に身近な事務は可能な限り市町村で処理

<p>してほしい。</p> <p>また、関係の事務所と振興局でリモート会議ができるようにしてほしい。</p>	<p>リモート会議ができれば地域振興局に大きな会議室や受付を設置する必要がなくなり、建替え費用の削減にもつながるため。</p>	<p>することが望ましいとの考えの下、パスポートの発給申請・交付等の事務について、市町村と協議を踏まえ、権限移譲を推進しております。</p> <p>また、オンラインでの会議開催なども推進しております。</p>
<p>(ア)-10</p> <p>まちづくりの中心的役割を果たす拠点であるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と市が一体となって魅力あるまちづくりに取り組むことで、県民・市民が誇りを持てるまちづくりの拠点となるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興局・支庁庁舎は、管内の全ての県民のサービスの提供を目的に整備しているものであり、管内市町村とも連携し、さらなる県民サービスの充実に努めてまいります。 <p>各市町村のまちづくりについては、基本的に、地域の実情に応じ、それぞれの市町村において進められるものと考えておりますが、県としても、各市町村が進めるまちづくりについて、適切に支援を行ってまいります。</p>
<p>(ア)-11</p> <p>農家や関係機関と円滑に連携が図られるよう、必要な体制を構築してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携は必須であるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の再整備後も、必要な人員体制を確保しつつ、これまでと同様、関係機関との積極的な連携に努めてまいります。

(イ) 分庁舎の集約に関する意見

意見	理由	意見に対する考え
<p>(イ)-1 教育事務所等も合わせた形で、駐車スペースを十分確保できる土地に本庁舎を再整備して、分庁舎を集約すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食業者等は保健所に行く機会が多いが、現保健所は駐車スペースが限られており、駐車できないことがあるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南薩地域振興局の分庁舎については、集約が困難な事情となる制度的な制約等も特段存在しないことから、原則どおり集約することとしております。 ・ なお、教育事務所については、地域振興局庁舎の再整備の対象ではありませんが、今後の事務所のあり方については、今回整理した地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方を踏まえ、教育委員会において検討を進めるものと承知しております。
<p>(イ)-2 分庁舎を集約して高機能化してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来を見据えると、感染症や経済対策などの面で、地域振興局が益々重要な拠点となるため。 	
<p>(イ)-3 利便性を考慮して分庁舎を集約してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1か所に集約することで庁舎間の移動が生じないため。 	
<p>(イ)-4 感染症対策の部署は他部署と物理的に分けるのが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市民や他部署の職員への感染リスクを低減させる必要があるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所で所管している疫学調査や有症状者の相談等は主に電話での対応であり、市民・職員への感染リスクは極めて低いものと考えており、現に、保健所を本庁舎に設置している大隅地域振興局においても特段支障は生じていないところです。
<p>(イ)-5 集約せずに従来の医療連携体制を維持してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症など迅速な対応が求められる中、集約により管轄エリアが拡大すると、医療機関や医師会等との連携・調整面での負担が増加するため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄エリアの拡大については、分庁舎の集約ではなく、指宿保健所の統合に関連する問題であると考えております。 南薩地域振興局の本庁舎の位置については、管内の住民の利便性の観点から踏まえた交通の事情などの考慮事項について候補地ごとに比較を行った結果、県立保健看護学校跡地とすることとしております。 その上で、指宿保健所については、指宿市での今後の人口減少や、本庁舎の移転による指宿市から本庁舎への交通アクセスの改善といった区域の特性等を勘案しつつ、行政

		サービスへの影響等を検証した結果、必要な人員体制の確保等により、利用者の一定の利便性の確保が可能であること等から、本所に統合することとしたところです。
--	--	---

(ウ) 駐在機関の統合・再編に関する意見

意見	理由	意見に対する考え
(ウ)-1 地理的中心に総合事務所を再整備して、駐在機関を廃止すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少等に伴う組織の見直しや広域的観点から総合事務所を地理的中心に再整備することで、南薩4市全体の均衡ある発展が期待できるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 指宿駐在については、地元の御意見をできるだけ丁寧にお聞きし、その御意見も参考にした上で、本所までの時間等の区域の特性等を勘案しつつ、行政サービスへの影響等を検証した結果、本所に統合することとしております。その際、体制を維持すべきとの御意見を踏まえ、当面の間は、本所で指宿駐在を含めた現行の人員体制を維持することとしております。
(ウ)-2 将来的な人口減少を踏まえ、行財政改革を図る上で、駐在機関は廃止するのが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革を進める上で、地理的中心である南九州市に総合事務所を再整備することで、効率的な県政につながると考えるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、区域の特性等としては、指宿市での今後の人口減少や、本所の移転による指宿市から本庁舎への交通アクセスの改善が挙げられます。
(ウ)-3 現在地より本所の利便性が改善するのであれば駐在機関の統合も仕方ない。	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請や制度を把握するために、本所まで1時間かけて行く必要があるため。 	<ul style="list-style-type: none"> また、本所への統合による行政サービスへの影響等の検証については、まず、指宿保健所は、感染症対応は主に電話対応であり、統合による影響は少なく、集約により対応力は向上すると考えております。
(ウ)-4 農政普及課指宿市駐在は現体制を維持すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 県駐在と市の農政部や農業委員会の集約により、営農相談にワンストップで対応しており、農業振興に重要な役割を果たしているため。 	<ul style="list-style-type: none"> また、本所でしか対応できない手続は、本所の移転によりアクセスが改善されることから、利便性が向上します。
(ウ)-5 保健福祉環境部指宿支所は現体制を維持すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 指宿市は営業許可が必要な飲食業等の事業者が多く、事業者の負担が増加。また、統合により新型コロナ対策についても、医師会等との連携による迅速な対応が損なわれるため。 	<ul style="list-style-type: none"> さらに、手続上は来所不要な営業許可申請等は、一定の来所の実態があるものの、人員体制の確保や申請手数料の納付の電子化等により、利用者の一定の利便性の確保は可能と考えております。
(ウ)-6 土木建築課指宿市駐在は現体制を維持すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 県管理道路や河川、港湾等の維持管理の迅速な対応を行う上で、駐在が必要であるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 農政普及課指宿市駐在については、対応業務は基本的に来所不要であり、業務実態としても職員が農家現場に向いている割合が高いことから、統合後も必要な人員体制を確
(ウ)-7 駐在の統合は、新しい本庁舎の整	<ul style="list-style-type: none"> 駐在を利用している県民の利便性について考慮が必要であるため。 	

<p>備位置や交通アクセス環境の整備状況をもとに検討すべき。</p>		<p>保することにより利用者の一定の利便性の確保は可能であると考えております。</p> <p>また、指宿市と連携した利用者への対応についても、統合後もオンラインでの遠隔相談等により利用者の一定の利便性の確保は可能と考えております。</p>
<p>(ウ)-8 駐在の統合について、地域の理解を得ることが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧指宿合同庁舎時代からの歴史や役割があり、これまで地域への貢献もあったと思うから。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木建築課指宿市駐在については、対応業務は基本的に来所不要であり、業務実態としても職員が工事現場等に出向いている割合が高いことから、統合後も人員体制の確保により円滑な現場対応が可能と考えております。

(一) 本庁舎の位置に関する意見

意見	理由	意見に対する考え
<p>(一)-1 移転による市街地の空洞化など「地元の影響」を最大限考慮してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 振興局庁舎が立地する地域を中心にまちづくり政策が進められ、商業施設等も庁舎に近接した場所に建てられてきたため。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元市等からの御意見も踏まえ、南薩地域振興局の本庁舎が現在の所在市外へ移転することにより生じる地域経済等への影響の緩和のための支援策を講じることといたします。
<p>(一)-2 本庁舎や駐車場がある現在地に庁舎や立体駐車場の整備が望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の庁舎地は加世田の中心市街地であり、近隣には薩南病院や市役所もあるため、振興局を含めた連携が可能であるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の南薩地域振興局庁舎の再整備の検討に当たり、本庁舎の位置については、地元市等からの御意見も踏まえ、「現在の本庁舎敷地」と「県立保健看護学校跡地」を最終的な候補地としたところです。
<p>(一)-3 本庁舎が現在地に整備された歴史的経緯を考慮してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 南さつま市には古くから県の出先機関が置かれ、庁舎とともに発展が図られてきたため。 	<ul style="list-style-type: none"> その上で、各候補地ごとに、管内の市町の人口、交通の事情など、可能な限り、考慮すべき事項に関連した客観的な指標により比較を行った結果、県立保健看護学校跡地に整備することとしております。 なお、歴史的経緯については、考慮事項の一つである「他の官公署との関係」の中で一定考慮されたものと考えております。
<p>(一)-4 移転する場合、関係団体の会館移転を検討する必要があり、多大な負担が生じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在、振興局の近くに事務所があり、各種協議や研修等に利用されており、本庁舎とともに移転する場合、用地取得や建設費用が必要であるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 各団体事務所の立地については、団体の事情に応じて判断されるべきものと考えますが、現在でも、多くの関係団体の事務所が地域振興局・支庁の本庁舎から一定程度離れた場所に立地しているものと考えております。
<p>(一)-5 地理的中心地に整備してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地理的中心にした方が、区域内の4市の住民が等しくサービスを受けられるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法において、住民の利便性の観点から、交通の事情が庁舎の位置決定の際の考慮事項に挙げられていることを踏まえ、交通の事情を本庁舎の位置決定の際の考慮事項として定めているところです。
<p>(一)-6 管内住民にとって平等性が担保さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各市の人口に大差がなく、公共交通機関に頼れない地域でもある 	

れるべき。	ため、地理的な中間地点に設置することが公平だと考えるため。	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の位置決定に当たっては、各候補地ごとに、交通の事情や管内の市町の人口など、可能な限り、考慮すべき事項に関連した客観的な指標により比較を行った結果、県立保健看護学校跡地に整備することとしております。
(工)-7 県立保健看護学校跡地を有効活用すべき	<ul style="list-style-type: none"> 活用できる県有地があることを視野に入れてコスト削減に努める必要があるため。 	
(工)-8 管内市町の人口、交通事情、他の官公署との関係等を勘案するのであれば、南薩地域においては南九州市での再整備が妥当。	<ul style="list-style-type: none"> 南薩縦貫道の整備により、災害時の対応や4市間のあらゆる業務を統括する上で最善の整備地であるため。 	
(工)-9 本庁舎の位置決定に当たっては、他の振興局も含めた役割や機能、組織のあり方を検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興局の組織のあり方等に関する基本的な考え方を整理しておくことで、今後の他の地域振興局の再整備計画にも反映できるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合事務所設置計画において、地域振興局・支庁の役割や機能等は既に整理されており、庁舎の再整備に当たっても、同計画に基づく役割や機能等を踏まえて検討を進める必要があると考えております。
(工)-10 指宿市内に本庁舎を整備してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 組合員が手続きに訪れる機会があり、市内にあると移動時間を短縮できるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の整備候補地について、管内4市から、指宿市内の候補地の提案がなかったことも踏まえ、指宿市内の候補地は選定しなかったところです。
(工)-11 庁舎整備は必要最低限にすべき。	<ul style="list-style-type: none"> 会議等はWEBでも可能であり、建物に巨額の出費は必要ないため。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の整備に当たっては、民間提案の活用により効率的かつ効果的な整備を推進するという基本的な考え方の下、整備手法を検討してまいります。

(オ) その他の意見

意見	理由	意見に対する考え
<p>(オ)-1 阿多小学校（R4閉校）跡地の活用も検討してほしい。</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の整備候補地について、管内4市から、御指摘の候補地の提案はなかったことも踏まえ、候補地には選定しなかったところです。
<p>(オ)-2 南薩圏域の県民目線で利用しやすい再整備に努めてほしい。</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 南薩地域振興局庁舎の再整備に当たっては、管内4市の住民の利便性向上に努めてまいります。
<p>(オ)-3 交通利便性向上のため南薩横断道路の早期整備をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 薩摩半島横断道路は南薩地域の広域道路ネットワークを形成する道路として、将来、高規格道路又は一般広域道路としての役割が期待されるものの、現時点で具体のルートが決まっていない道路であり、構想路線として位置づけたものです。 今後、必要な機能等について検討した上で、ルート設定などを行ってまいりたいと考えております。

(7) 再整備の手法・スケジュール

ア 整備手法

(ア) 基本的な考え方

- 本県では、公共施設等の整備等の検討に当たり、民間提案を活用するPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら整備を行う従来型手法に優先して検討することとしている。
- この方針を踏まえ、地域振興局・支庁庁舎の再整備に当たっても、民間提案の活用により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な整備を推進するという基本的な考え方の下、今後、整備手法を検討する。

(想定される主な手法)

①DB方式	設計、建設業務を一括して民間事業者に性能発注する。資金調達は公共が行う。
②DBO方式	設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して民間事業者に性能発注する。契約は、「設計・建設工事請負契約」及び「維持管理・運営業務委託契約」をそれぞれ締結する。 資金調達は公共が行い、施設整備費については竣工までに民間事業者へ払うのが一般的である。
③PFI方式	設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して民間事業者に性能発注する。 資金調達は民間事業者が行い、施設整備費については公共から民間事業者へ事業期間中に分割して支払われる方法が一般的である。
④従来型手法 (公設民営方式)	設計、建設、維持管理、運営の各業務を仕様に基づき民間事業者に個別に発注(分割発注)する。資金調達は公共が行う。

(イ) 今後の検討

- 南薩地域振興局庁舎の整備手法については、前項までに示した再整備方針を前提に、民間事業者のノウハウも活用し、今後、検討を行う。
- 整備手法の検討に当たっては、新庁舎の整備期間や規模等を踏まえ、PFI等手法を導入する場合のリスク分担等の整理を行いつつ事業スキームを抽出・検討した上で、従来型手法による場合と費用総額を比較し、PFI等手法の導入の適否について検討を行う。

イ 今後のスケジュール

- アの整備手法ごとに想定されるスケジュールは次のとおり。

	PPP/PFI手法	従来型手法
R 5	PFI手法等導入検討	
R 6		
R 7	PFI事業者選定	基本設計
R 8	設計・施工	実施設計
R 9		施工